

賀宝の里白松苑（介護予防指定短期入所生活介護事業者）

運 営 規 程

第一章 総則

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人正清会が開設する賀宝の里白松苑（以下、「事業者」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、適正かつ円滑に指定介護予防短期入所者生活介護サービス（以下、「介護予防サービス」という。）が提供できるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならないものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めなければならないものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- 一 名 称 賀宝の里白松苑（介護予防短期入所生活介護事業者）
- 二 所在地 山口市佐山158番地

（利用定員）

第4条 事業者は、その利用定員を7名とする。（ユニット型個室7名）

- 2 ユニット数は1ユニットとし、利用定員は7名とする。
- 3 事業者は、ユニットの利用定員及び居室の定員を超えて同時に介護予防サービスを行ってはならないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとする。
- 4 事業者は、併設する特別養護老人ホームに空床がある場合は、当該事業所の定員に加えて、特別養護老人ホームの定員を超えない範囲で、介護予防サービスを提供することがで

きるものとする。(空所利用)

第二章 人員及び職務

(従業者の職種及び員数)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 施設長 1名(常勤)
- 二 医師 1名(嘱託)
- 三 生活相談員 1名以上(常勤)
- 四 介護職員 18名以上(常勤換算)
- 五 看護職員 2名以上(常勤換算)
- 六 管理栄養士 1名以上(常勤)
- 七 機能訓練指導員 1名以上(常勤 看護業務と兼務)
- 八 介護支援専門員 1名以上(常勤 生活相談員又は介護職員と兼務)
- 九 調理員 5名以上(常勤又は非常勤)
- 十 事務員 1名以上(常勤又は非常勤)

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の従業者を配置することができるものとする。

(従業者の職務の内容)

第6条 従業者の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 施設長 健全な運営、管理を行い、各種業務の統括及び従業者に対する指導監督を行うものとする。
- 二 医師 利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事するものとする。
- 三 生活相談員 利用者の生活相談、面接、身上調査、家族との連絡調整、苦情等の処理、他の関係機関や地域との連絡調整及び利用者の処遇に係る業務に従事するものとする。
- 四 介護職員 利用者の日常生活の介護、相談その他援助に係る業務に従事するものとする。
- 五 看護職員 利用者の診療の補助、保健衛生管理、その他看護に係る業務に従事するものとする。
- 六 管理栄養士 栄養ケアマネジメント、献立作成、栄養計算、栄養士及び調理員の指導、利用者の食事・栄養指導、その他食事に係る業務に従事するものとする。
- 七 機能訓練指導員 利用者が日常生活を営むために必要な機能訓練に係る業務及び介護職員等への機能訓練に係る指導に従事するものとする。
- 八 介護支援専門員 介護予防短期入所生活介護計画の作成、身上調査、苦情等の処理及び他の関係機関や地域との連絡調整に従事するものとする。
- 九 事務員 庶務及び会計事務に係る業務に従事するものとする。
- 十 調理員 調理その他給食に係る業務に従事するものとする。

第三章 設備及び運営

(設備及び備品等)

第7条 事業所における居室及び設備その他備品等については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 ユニット

イ 居室 全室個室とし、居室にはベッド、寝具等を備品として備えるものとする。

ロ 共同生活室 いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとする。

ハ 洗面設備 共同生活室ごとに設けるものとする。

ニ 便所 共同生活室ごとに設けるものとする。

二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとする。

三 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるものとする。

四 廊下幅 設備及び運営に関する基準に基づいた適正な廊下幅とする。

五 消火設備 消火器、スプリンクラー及び屋内消火栓等、非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

六 その他の設備 洗濯室、汚物処理室、介護材料室、相談室、宿直室、事務室等を設けるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業者は、介護予防サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族（身元引受人）に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならないものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 事業者は、介護予防サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないものとする。

2 事業者は、前項に掲げる被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防サービスを提供するように努めなければならないものとする。

(サービスの開始及び終了)

第10条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、介護予防サービスを提供するものとする。

2 事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、介護予防サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないものとする。

3 事業者は、正当な理由なく介護予防サービスの提供を拒んではならないものとする。

4 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者等への紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものとする。

5 事業者は、介護予防サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業者は、介護予防サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないものとする。

2 事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないものとする。

(サービスの提供の記録)

第12条 事業者は、介護予防サービスを提供した際には、当該介護予防サービスの提供日及び内容、当該介護予防サービスについて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならないものとする。

2 事業者は、介護予防サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないものとする。

(サービスの取扱方針)

第13条 介護予防サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならないものとする。

- 2 介護予防サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行わなければならないものとする。
- 3 介護予防サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならないものとする。
- 4 介護予防サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならないものとする。
- 5 事業所の従業者は、介護予防サービスの提供に当たって、利用者又はその家族（身元引受人）に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないものとする。
- 6 事業者は、介護予防サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。
- 7 事業者は、前項に掲げる身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 8 事業者は、自らその提供する介護予防サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないものとする。

（介護予防短期入所生活介護計画の作成）

第14条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入居することが予定されている利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならないものとする。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないものとする。
- 3 事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族（身元引受人）に対して説明し、利用者の同意を得なければならないものとする。
- 4 事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないものとする。

（介護）

第15条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わ

ければならないものとする。

- 2 事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援しなければならないものとする。
- 3 事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならないものとする。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならないものとする。
- 5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならないものとする。
- 6 事業者は、前各項に掲げる規定の他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならないものとする。
- 7 事業者は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならないものとする。
- 8 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(食事)

- 第16条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならないものとする。
- 2 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならないものとする。
 - 3 事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならないものとする。
 - 4 事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならないものとする。

(相談及び援助)

- 第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族(身元引受人)に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないものとする。

(機能訓練)

- 第18条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならないものとする。

(健康管理)

第19条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならないものとする。

(緊急時等の対応)

第20条 事業所の従業者は、現に介護予防サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないものとする。

(非常災害対策)

第21条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第22条 事業者は、虐待発生の防止に向け、次の各号に掲げる必要な措置を講じるとともに、これらを適切に実施するために専任の担当者(委員会チーフ)を配置するものとする。

- 一 虐待防止検討委員会を設け、その責任者を委員会チーフとする。
- 二 当該虐待防止検討委員会は、相互に関係性の深い身体拘束防止委員会と一体的に設置・運営することとする。
- 三 虐待防止検討委員会は、職員に対する研修内容の検討、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を担うものとする。
- 四 事業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた内部研修を開催するものとし、職員はこれを受講するものとする。
- 五 事業者は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のための協力を行うものとする。
- 六 事業者は、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議を行い、その内容について職員に周知徹底するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

(衛生管理等)

第23条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないものとする。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(掲示)

第24条 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないものとする。

(秘密保持等)

第25条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族（身元引受人）の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族（身元引受人）の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないものとする。

(苦情処理)

第26条 事業者は、提供した介護予防サービスに係る利用者及びその家族（身元引受人）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないものとする。

2 事業者は、前項に掲げる苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないものとする。

(事故発生時の対応)

第27条 事業者は、利用者に対する介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族（身元引受人）、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとする。

2 事業者は、前項に掲げる事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないものとする。

3 事業者は、利用者に対する介護予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。

第四章 利用料及びその他の費用

(利用料等の受領)

第28条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護予防サービスについて規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下、「介護予防サービス費用基準額」という。）から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるも

のとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防サービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないものとする。

(その他の費用)

第29条 事業者は、前条第2項に掲げる費用の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用 1食につき、朝食392円、昼食553円、夕食500円
- 二 滞在に要する費用 1日につき2,006円
- 三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
- 四 送迎に要する費用 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎における費用として、通常の実施地域を超えた地点から1キロメートルごとに20円
- 五 理美容代 実費
- 六 前各号に掲げるものの他、介護予防サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族(身元引受人)に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならないものとする。ただし、前項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

- 3 事業者は、第1項第一号及び第二号に掲げる費用について、利用者が介護保険負担限度額の認定を受けている場合においては、その認定書に記載されている額の支払いを受けるものとする。

(証明書の交付)

第30条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないものとする。

第五章 その他

(勤務体制の確保等)

第31条 事業者は、利用者に対し、適切な介護予防サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならないものとする。

- 2 事業者は、前項に掲げる従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に掲げる

職員配置を行わなければならないものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

3 事業者は、当該事業所の従業者によって介護予防サービスを提供しなければならないものとする。ただし、利用者に対する介護予防サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。

4 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第32条 通常の送迎の実施地域は、山口市及び宇部市の区域とする。

(地域等との連携)

第33条 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないものとする。

(その他)

第34条 この規程に定めるものの他、管理運営に関して必要な事項については、事業所の管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。